

京都府後期高齢者医療広域連合議会定例会の招集時期を定める規則

平成19年7月11日

規則第21号

京都府後期高齢者医療広域連合議会の定例会は、毎年2月及び8月にこれを招集する。ただし、必要がある場合においては、繰り上げ、又は繰り下げて招集することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。